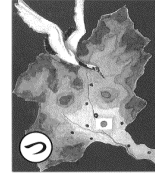




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和4年10月18日(火) 第10044号

目次

	ページ
告 示	
○特別保護地区の指定(自然環境課)	2
○家畜伝染病発生報告(畜産課)	2
公 告	
○建設業法第29条の5第1項の規定による公告(建設企画課)	3
落 札	
○落札者等の決定(業務プロセス改革課)	3

■ 告 示

◎群馬県告示第238号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、次のとおり特別保護地区を指定し、令和4年11月1日から施行する。

令和4年10月18日

群馬県知事 山本 一 太

名称	金山鳥獣保護区特別保護地区
区域	金山鳥獣保護区のうち、太田市市有林の一部で、太田市金山地内の県道金山城趾線と市道太田熊野町844号線との交点（東山公園親水広場入口）を起点とし、これから同県道を北に進んで市有林と金龍寺所有地との境界に至り、これから同境界を西に進み、標高140m地点に至り、これから遊歩道を北西に進んで標高180m地点に至り、これから北東に進んで展望台に至り、これから市有林と民有林との境界を南東に進んで枸橋沢に至り、沢に沿って南に進んで県道金山城趾線に至り、これから同県道を約50m北東に進んで市有林内遊歩道との交点に至り、これから市有林内遊歩道を東に進んで標高177m地点に至り、これから市有林内遊歩道を約50m南に進み、これから市有林内を南東に進んで金山配水場管理道に至り、これから市有林と民有地との境界を南東に進んで市道太田熊野町844号線に至り、これから同市道を西に進み、民有地との境界を南に進んで大谷津沢ダムに至り、これから民有地との境界を東に進み、これから同境界を南に進み、これから同境界を西に進んで平和の塔に至り、これから西に進んで、市有林内遊歩道との交点に至り、これから遊歩道を南に進んで群馬テレビ太田金山中継所に至り、これから遊歩道を西に進み、受楽寺所有地との境界を南に進んで受楽寺門前に至り、これから市道1級18号線を北西に進み、これから民有地との境界を北に進んで東山球場に至り、これから同球場と市有林との境界を北に進んで、市道太田高山通84号線を通して起点に至る線で囲まれた一円の区域（40ヘクタール）
存続期間	令和4年11月1日から令和24年10月31日まで
保護に関する指針	<p>1 鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地</p> <p>2 特別保護地区の指定目的 当該区域は、アカマツを主体とする太田市市有林であり、東山公園、西山公園として金山丘陵を代表する森林風致地区となっている。また、区域内には親水公園、展望台などが整備されており、これまでも市民に親しまれている区域である。 この環境は、鳥獣保護区内に生息する鳥獣類にとっても良好であり、鳥獣保護区内のシンボリックな区域として太田地区の市民にとっても特別保護地区にして保全することは、鳥獣保護の普及啓発効果を発揮できる良好な場所であるといえる。このように、金山鳥獣保護区の中核となる重要な地域であるため、金山鳥獣保護区特別保護地区に指定し、良好な生息環境と多様性に富んだ鳥獣相の保全を図るものである。</p> <p>3 管理方針 (1) 区域内の鳥獣生息状況の把握に努める。 (2) 建築物及び工作物の改築等が行われる場合には、鳥獣の保護並びに生息地及び繁殖地の保全に著しい支障が生じることのないように、関係機関との連絡調整を図る。 (3) 鳥獣の生息地の保全を図る上で重要な情報を太田市や関係機関と共有する等、連絡調整を十分に図り、鳥獣の保護並びに生息地及び繁殖地の保全に活用する。</p>

◎群馬県告示第239号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生について届出があった。

令和4年10月18日

群馬県知事 山本 一 太

病名	畜種	患畜又は疑似患畜の区分	発生頭数	発生年月日	発生場所
豚熱	豚	患畜	2頭	令和4年9月21日	板倉町
豚熱	豚	疑似患畜	660頭	令和4年9月21日	板倉町

■ 公 告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第7号の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年10月18日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 処分をした年月日 令和4年10月3日
- 2 被処分者

商号又は名称	主たる営業所の所在地	代表者氏名	許可番号
株式会社菊地造園土木	群馬県伊勢崎市田中島町1421番地5	代表取締役 菊地章博	群馬県知事許可（般-4）第16977号

- 3 処分の内容 建設業法第29条第1項第7号の規定による建設業許可の取消処分
 - (1) 取消処分の対象となる許可番号 群馬県知事許可（般-4）第16977号
 - (2) 取消処分の対象となる建設業 土工事業、とび・土工事業、造園工事業
- 4 処分の原因となった事実 被処分者の取締役は、令和4年3月4日にさいたま地方裁判所川越支部から覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）の規定違反により懲役1年6月執行猶予4年の刑の言渡しを受け、同月19日にその刑が確定しているにもかかわらず、同年6月20日付けで提出した建設業許可申請書に、申請者及び申請者の役員等が建設業法第8条各号に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約する旨を記載した誓約書及び賞罰がない旨を記載した許可申請者（法人の役員等）の住所、生年月日等に関する調書を添付し、もって不正の手段により、同年7月15日付けで同法第3条第1項の許可を受けた。このことは、同法第29条第1項第7号に該当する。

■ 落 札

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和4年10月18日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 随意契約に係る特定役務の名称 群馬県総務事務システム構築・運用保守業務委託（庶務事務）

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県知事戦略部業務プロセス改革課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和4年9月13日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 富士電機株式会社 東京都品川区大崎一丁目11番2号
- 5 随意契約に係る契約金額 532,176,700円
- 6 契約の相手方を決定した手続 公募型プロポーザル
- 7 公示をした日 令和4年2月8日
- 8 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第1号該当

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
